

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 4 月 14 日

区分	新設
----	----

補助事業名	特定不妊治療費助成事業	担当部課	健康福祉部 健幸づくり推進課		
補助要綱	(仮称)特定不妊治療費助成金支給要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健康で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R	4	年	R

## 1.事業概要

補助の目的	少子化対策として、子どもが欲しいと願う夫婦の経済的な負担の軽減を図るとともに不妊治療が必要とされる方を早期治療に繋げることで安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	令和4年度から特定不妊治療が保険適用となったが、保険適用のみの治療で妊娠に至ることが難しい場合、保険外併用となる先進医療や保険外の治療をあわせて受ける混合診療を選択すると全額自費診療となり、経済的な負担が増えることが懸念される。経済的な負担が増加することなく、有効性の高い治療が受けられるような支援を行うことが必要である。				
補助対象者	<p>下記の条件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1)法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該治療を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること。</p> <p>(2)初めて治療を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が43歳未満とする。ただし、年齢要件については、保険適用となる体制整備ができるまでの下記の年齢緩和があり、市も対象とする。</p> <p>令和4年4月2日～9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える人については、43歳になってからでも同期間中に治療を開始した場合は、1回の治療に限り、保険適用となる。</p> <p>(3)医療保険に加入していること。</p> <p>(4)令和4年4月1日以降に不妊治療を受けた者とする。</p> <p>(5)申請に係る治療について、他の自治体が実施する不妊治療の助成を受けていないこと</p> <p>(6)夫婦ともに市税等の滞納をしていないこと。</p>				
補助対象事業	<p>(1)特定不妊治療を受けた夫婦の申請により、特定不妊治療に要した費用の自己負担額の一部を助成する。</p> <p>(2)助成額は、(1)の費用の1/2とし、下記の治療区分による上限額とする。</p> <p>①保険適用として実施される特定不妊治療を受けた者 特定不妊治療費助成：A、B、D、E：上限10万円 C、F：上限2.5万円、男性不妊治療費助成：上限10万円</p> <p>②全額自費診療(混合診療)として実施される特定不妊治療費に対する助成 特定不妊治療費助成：A、B、D、E：上限15万円 C、F：上限5万円、男性不妊治療費助成：上限10万円</p> <p>(3)助成回数(市の本助成事業における回数とし、上記(2)の①及び②の治療費助成の合計回数とする)</p> <p>①40歳未満・・・1子ごと6回まで ②43歳未満・・・1子ごと3回まで</p> <p>※回数は、市の本事業の助成における回数とする。※出産・死産した場合回数をリセットする。</p> <p>※保険適用において下記の年齢要件の緩和があり、市も対象とする。</p> <p>令和4年4月2日～9月30日までの間に40歳の誕生日を迎える人については、40歳になってからでも同期間中に治療を開始した場合は回数制限の上限が6回となる。リセット後の助成回数の上限については、産後の初回治療日(申請を行う治療)における妻の年齢をもとに判断する。</p>				
補助率／補助額	2分の1	上限額	<p>①保険適用の場合 特定不妊治療費助成：A、B、D、E：上限10万円 C、F：上限2.5万円、男性不妊治療費助成：上限10万円</p> <p>②全額自費診療(混合診療)の場合 特定不妊治療費助成：A、B、D、E：上限15万円 C、F：上限5万円、男性不妊治療費助成：上限10万円</p>		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 妊娠・出産に満足している者の割合	85.1	85.4	85.7	86.0	11	87.0
②						
補助額	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	32	32	32	32	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の歳収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間は設定していないが3年ごとに評価を行う。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	令和3年度から4年度に年度をまたぐ特定不妊治療を受けた者(保険適用外)に対する現行の特定不妊治療費助成事業(県助成への上乗せ助成として実施)は令和5年度で終了。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和4年度からの制度で実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	不妊の治療にかかる費用を一部助成し、不妊治療を促進するとともに、その経済的な負担の軽減を図ることで、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進することにつながることから本事業を実施することは必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 4 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	ヒトパピローマウイルスワクチン接種償還払い	担当部課	健康福祉部健康づくり推進課		
補助要綱		根拠法令	予防接種法		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	23.こころからだが幸せになる健幸づくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	予防接種事業	4	年	6	

## 1.事業概要

補助の目的	HPVワクチンは、平成22年11月から平成25年3月までは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として実施され、平成25年4月に定期接種が開始されたが、疼痛や運動障害等の症状が報告されたことから、平成25年6月には積極的勧奨が差控えになった。その後、国が全国免疫学調査を実施し安全性と有効性が評価されるとともに、国民に対する情報提供等が行われ、令和4年4月から再び定期接種となったが、積極的勧奨の差控えとなった期間に、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンを自費で接種を受けた方がキャッチアップ接種対象者のなかに存在する。				
補助が必要な理由	積極的勧奨の差控えによりHPVワクチンの定期接種の機会を逃した方であって、既に自費で接種を受けた方に対し、公平さを確保するためにも、償還払いにより費用助成する。				
補助対象者	平成9年度から平成17年度生まれの女子で、定期接種を受けておらず、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの接種を令和4年3月31日までに自費で受けた者				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日時点で朝来市に住民登録がある者を対象とする。</li> <li>接種記録が確認できる書類(母子健康手帳や予診票の写し等)、接種費用の支払いを証明する書類(領収書等)を添付</li> </ul> ※接種記録が確認できる書類を紛失している場合は、医療機関が発行する証明書でも可				
補助率/補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>被接種者が負担した実費相当額(最大3回接種分)</li> <li>領収書等接種費用の支払いを証明する書類の提出ができない場合は、1回の接種当たり15,000円(市内医療機関に調査したうちの最低料金)</li> </ul>	上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>実費相当額×接種回数</li> <li>領収書等がない場合は15,000円×接種回数</li> </ul>		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 償還払い対応人数	100人	75人	60人			
②						
補助額	1,500,000	1,125,000	900,000		-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	1,500,000	1,125,000	900,000	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	-	-
補助件数					-	-
実績報告書				-	-	-

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	要綱作成予定
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃した方の任意予防接種償還払いであり、公平さを確保するためにも、市の徴収金の完納は交付条件に付さない。また、市は定期予防接種の接種希望者に対し体制を整える義務があり、対象者も予防接種を受けるよう努めなければならないとされており、公平さを確保する観点からも暴力団の排除も交付条件には付さない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	積極的勧奨の差控えにより、自費で接種を受けた方に対し、公平さを確保するためにも、実費相当額を助成する。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	積極的勧奨の差控えによりHPVワクチンの定期接種の機会を逃した方であって、既に自費で接種を受けた方に対し、公平さを確保するためにも、償還払いにより費用助成が必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 5 月 9 日

区分	新設
----	----

補助事業名	通勤時における公共交通利用助成事業	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	(案)朝来市通勤時における公共交通利用助成補助金要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 4	年	R		

## 1.事業概要

補助の目的	少子高齢化等による人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共交通利用者の減少に歯止めをかけるため、公共交通による通勤利用を促進することで公共交通の維持確保を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるため、自家用車による通勤からの脱却に向けた取組を支援することを目的とする。				
補助が必要な理由	①公共交通による通勤利用を促進することで公共交通の維持確保を図る。 ②脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるため、自家用車による通勤からの脱却に向けた取組を支援する。				
補助対象者	市内に住所を有する事業所(官公庁除く)				
補助対象事業	(補助金額) 事業所に勤務する従業員が通勤利用のために購入した公共交通機関の6か月定期券に要する費用(従業員一人当たり、年間2回まで申請可能) (対象区間) 朝来市内の鉄道の駅又は路線バスのバス停の区間(ただし、朝来市民の利用がある養父駅も支給対象区間に含む。) また、鉄道及び路線バスの乗り継ぎによる利用も支給対象区間とする。				
補助率/補助額	1/2	上限額	なし		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 鉄道利用者	15	20	25	30	-	-
② 路線バス利用者	5	10	15	20		
補助額	547,000	729,000	911,000	1,093,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他					-
一般財源	547,000	729,000	911,000	1,093,000	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数	10	20	30	40	-	-
実績報告書	×	×	×	-	-	-

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	①公共交通の維持・確保については喫緊の行政課題であり、早急な利用者増加に向けた取組が必要である。令和4年4月にJR西日本が公表した情報は、市民への影響度も高く、喫緊の対応策が求められている。 ②公共交通の利用者を増やすことは、市民生活にとって必要不可欠な移動手段を維持確保するだけでなく、地域の魅力やブランド力にもつながることから、公の利益に直結する。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	①第3次総合計画（施策コード【30】）において、公共交通の利用促進と利便性向上に向けて取り組む旨を記載している。また、朝来市地域公共交通網形成計画の基本方針の一つとして「地域公共交通の利用促進」を掲げている。 ②商工会を通じて行った事業所アンケートの中でも、通勤補助は必要なものであるとの回答が多かった。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	①市民生活（移動手段の確保）への影響が大きい。 ②間接的な部分での費用対効果が大きい。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	①制度を広く市民に周知し、利用してもらうことが重要である。 可能なあらゆる広報媒体を使用するとともに、市商工会を通じて事業所に周知を行う。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること （補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。） ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	①直面する課題解決に向けて、事業所の協力は欠かせない。 ②「今」乗っていたら、路線維持を行うことが先決である。 ③公共交通機関の定期利用者を増やし路線を維持するという目的達成のため設定しない。 ④補助金交付規則に準ずる。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	①目的を達成するためには、必要不可欠な補助金である。 ②通勤費用のみを対象としていることから、該当しない。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること （団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	①原則範囲内の1/2に設定している。 ②上乗せ補助は行っていない。市独自の取組である。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること （個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	①短期の取組では効果が見えにくいと思われることから、当面の間取組むこととし、輸送密度2,000人/日が達成されるまで継続する予定。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	①支給対象となる定期券の区間が限定されている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	①他制度はない。新規施策であり、類似制度もない。
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	公共交通の利用者を増やしていくためには、行政だけの取り組みではなく、市民や事業者の協力が必要となることから、公共交通を利用するきっかけを作り、それを後押しする補助金となるようにしていきたい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 5 月 16 日

区分	新設
----	----

補助事業名	肥料価格高騰対策事業	担当部課	産業振興部農林振興課			
補助要綱	朝来市肥料価格高騰対策補助金交付要綱	根拠法令	地方自治法			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	肥料価格高騰対策事業	R 4	年	R 4		

## 1.事業概要

補助の目的	肥料の購入費用の一部を補助することにより、市内農家等の生産意欲の減退を抑制し、農産物等の生産面積の維持を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	肥料原料の国際市況の影響を受けて肥料価格が高騰しており、農家等の負担が増大している。		
補助対象者	市内の農地で農産物、果樹又は花きを生産するもの		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助対象経費 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における肥料の購入費用(支払が完了したものに限る。)</li> <li>●補助金の額 補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)</li> <li>●申請回数 2回を限度とする。</li> <li>●申請期間 令和4年7月1日から令和5年3月31日</li> </ul>		
補助率/補助額	対象経費の10分の1	上限額	無し
上乗せ補助がある場合の根拠	無し		

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 市内耕作面積(ha)	1,464					
②						
補助額	72,458,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	72,458,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	6,500				-	-
実績報告書				-	-	-

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	農家等の規模が異なり、上限金額の設定が困難であるため、申請回数に上限を設ける。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	該当なし
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新規補助事業のため該当なし
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	前年の春肥価格と比較し、リンを使用する品目は概ね20%を超える値上げとなっており、今後、益々肥料価格の高騰が見込まれるため、必要と思料する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 5 月 18 日

区分	新設
----	----

補助事業名	こども園等給食費補助金(燃料費高騰等対策分)	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 4	年	R 4		

## 1.事業概要

補助の目的	燃料費高騰に伴い給食費食材費が値上がりしているため、私立保育所・こども園を運営している法人に対し、原材料代値上がり相当分を補助し、経営の安定化を図る。				
補助が必要な理由	令和4年度に入り、相次ぎ食料品の値上げが発表されている。公立園は、材料費を直接執行しており、市税により値上げ分を負担しているため、私立園に対しても値上げ相当分を補助することにより、給食費保護者負担額を据え置くことで、保護者負担の軽減を図る。				
補助対象者	私立保育所・こども園を運営している法人				
補助対象事業	国が公定価格の算定基礎としている月額給食費4,500円をベースに食料品値上げ幅を1割と見込み、園児一人当たり月450円を補助する。				
補助率／補助額	園児一人当たり月450円	上限額	毎月初日の在園児数		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 園児数	500				4	500
② 保護者負担据置園数	100%				4	100%
補助額	2,025,000				—	—
特定財源	国庫支出金	2,025,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	6				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	公立と同様に値上げ相当分を市税で補う。	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	既に保育所等給食費(副食費)補助金を支出しており、燃料費高騰に伴う給食食材費高騰分についても補助金による支援が妥当。	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	給食費に関する保護者負担額を据え置くことで、保護者負担の軽減につながる。	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	市の要綱で規定するため、公開される。	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	保育所・子ども園を運営している法人であり、対象者として妥当。	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	既に市単独で行っている給食費(副食費)補助金と同様であり、補助単価も国の基準を用いているため妥当。	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	国が公定価格の算定基礎としている月額給食費4,500円をベースに食料品値上げ幅を1割と見込み、園児一人当たり月450円を補助額とした。	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和4年7月から令和5年3月までの9か月間の特例措置。	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	毎月初日の在園児数に補助単価を乗じて得た額を補助金額とすることで、実質的な上限の設定となっている。	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	保育所等給食費(副食費)補助金があるが、燃料費高騰に伴う給食食材費高騰に対応するものではない。	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	保育所等給食費(副食費)補助金があるが、燃料費高騰に伴う給食食材費高騰に対応するものではなく、重複していない。
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	法人の決算等はシステムにより公開されている。
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金において、【認定子ども園における給食費の負担軽減】をうたわれており、これに応じた対応である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 5 月 18 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市プレミアム付商品券・あさごPay発行事業支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市プレミアム付商品券・あさごPay発行事業支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業者等緊急経済支援事業	R 4	年	R 4	

## 1. 事業概要

補助の目的	期間限定の「プレミアム付商品券」及びスマホ決済「あさごPay」を発行することにより、地域における消費の喚起と経済の活性化を図ること並びに事業者のコスト削減や消費者の利便性向上等、キャッシュレス決済の一層の浸透を目指すことを目的とする。				
補助が必要な理由	原油、穀物価格が高騰し、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ市内経済の回復が阻害されかねない状況にあるため。				
補助対象者	朝来市商工会(市民・事業者)				
補助対象事業	プレミアム付商品券及びあさごPay発行事業				
補助率/補助額	プレミアム付商品券 20% あさごPay 30%	上限額	プレミアム付商品券 40,000千円 あさごPay 4,500千円 事務費 7,700千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 販売率	100%				4	100%
②						
補助額	52,200,000				-	-
特定財源	国庫支出金	44,200,000			-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	8,000,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	15.3%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	1				-	-
実績報告書				-	-	-

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市商工会が実施する商品券及びあさごPay発行事業に対する補助事業であり、補助対象を市商工会に限定していることから、③完納要件を規定していない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の臨時交付金を活用した、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ市内経済を回復させるための消費喚起と経済の活性化を図ること等を目的とした事業であり、商品券等発行に係るプレミアム分及び事務費分を補助することは妥当である。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	プレミアム率、発行総額を示したうえで設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的として交付されるもので、本市における現状を鑑みると、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券及びあさごPayの適切な発行が求められているところ。さらには、今後の消費動向を踏まえると、キャッシュレス決済の普及にも資すると見込まれる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 5 月 18 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市事業再構築応援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市事業再構築応援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	中小企業者等緊急経済支援事業	R 4	年	R 4		

## 1.事業概要

補助の目的	長引く新型コロナウイルス感染症によって大きく変化する経済環境下において、ロシア・ウクライナ情勢等の影響による原油価格や原材料価格の高騰をはじめとした物価高騰により、市内事業者の状況の更なる悪化が懸念されている。そのような厳しい状況下にある事業者が、自社独自の強みを活かしながら新分野展開や業態転換等に取り組む場合に要する経費の一部を補助する。				
補助が必要な理由	新型コロナウイルス感染症に加え、海外情勢の影響による物価高騰が市内事業の経営の阻害要因となっている。市内には、この機に旧来の事業継続から方針の転換を行い経営改善しようとする事業者があるため。				
補助対象者	市内事業者				
補助対象事業	20万円以上の建物改修費、設備導入費及びシステム導入費				
補助率／補助額	1/2	上限額	150万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 事業者数	10				4	10
②						
補助額	10,000,000				-	-
特定財源	国庫支出金	8,210,000			-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	1,790,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	17.9%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	10				-	-
実績報告書				-	-	-

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	兵庫県中小企業新事業展開応援事業費補助金の上限を超える部分について150万円を限度として2分の1以内で補助する。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症(事業者向け支援)に関するアンケート調査においては、新たな業態・分野に挑戦する事業者への支援という声も多くあったほか、金融機関や商工会と協議する中でも、今後の支援は補てん措置的なものではなく、時流に対応するために新たな動きを起こそうとする事業者の後押しをすべきという意見を聞いている。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 5 月 18 日

区分	新設
----	----

補助事業名	社会福祉施設等原油価格等高騰対策特別給付金給付事業	担当部課	健康福祉部高年福祉課			
補助要綱	朝来市社会福祉施設等原油価格等高騰対策特別給付金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会福祉施設等原油価格等高騰対策特別給付金給付事業	R 4	年	R 4		

## 1.事業概要

補助の目的	コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する市内の社会福祉施設等の安定的な福祉サービスを支援するため。				
補助が必要な理由	物価高騰分を転嫁しにくいといった社会的な背景を有する社会福祉施設等に対し、施設入所者等へ対するこれまで通りの栄養バランスや量を保った食事の提供や過ごしやすい住環境の整備、通所者の安心安全な送迎等、事業者の責務を支援する必要がある。				
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に所在する入所・居住系サービス又は通所系サービス(複合系含む。)を実施する高齢者施設又は障害者施設を運営する法人</li> <li>・市内に所在する入所系サービスを実施する児童福祉施設を運営する法人</li> </ul>				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房等に係る電気、灯油等購入費</li> <li>・施設入所者等の食材費及び調理用電気、ガス料金</li> <li>・通所者の送迎に係るガソリン、軽油等購入費</li> </ul>				
補助率／補助額	入所・居住系・・・定員数×5,000円 通所系・・・定員数×3,000円	上限額	各施設の定員数		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 支給対象法人数	19				4	19
② 支給対象施設(事業所)数	71				4	71
補助額	5,986,000				—	—
特定財源	国庫支出金	5,986,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	19				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	基準単価の5,000円又は3,000円は、一部法人への聞き取り調査等も踏まえ、年間の物価高騰分の4分の1程度を想定している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	定員数に基準単価を乗じて得た額を補助金額とすることで、実質的な上限の設定となっている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等事業者に対し、スピード感を持って支援することで、延いては市民の福祉の向上や利益の増進に繋がる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

4年5月18日

区分	新設
----	----

補助事業名	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(市単独分)	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(市単独分)	4	年	4	

1.事業概要

補助の目的	令和4年4月26日に閣議決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(以下「令和4年度緊急対策」)を受け実施される国制度「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」において、支給対象外となっている児童手当の受給者で個人住民税の均等割のみ課税されている世帯等に対し、国と同額の給付金を支給する。			
補助が必要な理由	上記のとおり			
補助対象者	①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割のみ課税である者 ②①以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割のみ課税である者(例:高校生のみ養育世帯)			
補助対象事業	上記補助対象者に対して児童1人当たり5万円を支給する。 ・個人住民税均等割のみ課税世帯で、高校生以下の世帯員がいる世帯 65世帯 ・高校生以下の人数 125人			
補助率/補助額	50千円	上限額	50千円	
上乗せ補助がある場合の根拠				

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 受給世帯数	65世帯				4	65世帯
②						
補助額	6,250,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	6,250,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	65世帯				-	-
実績報告書				-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の制度と同様に50千円を定額給付する。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国制度の対象外となる低所得の子育て世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

4年5月18日

区分	新設
----	----

補助事業名	新生児臨時定額給付金給付事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	新生児臨時定額給付金支給要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	新生児臨時定額給付金給付事業	4	年	5	

1.事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、未来を担う子ども達が健やかに成長できるよう市独自の経済対策として、新生児がいる子育て世帯の家計支援を行うことを目的とする。		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれ、朝来市の住民基本台帳への登録が出生後初めての住民登録となる者		
補助対象事業	申請・受給権者は、支給対象児と同一の世帯に属する保護者で、支給申請日において朝来市に住民登録をしている者とし、子ども1人当たり5万円を支給する。		
補助率／補助額	50千円	上限額	50千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 出生児数	170人				4・5	170人
②						
補助額	8,500,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	8,500,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	170件				-	-
実績報告書				-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	令和2・3年度に実施した「新生児臨時定額給付金」が国制度の定額給付金100千円と同額であったため、今年度の国制度による低所得世帯への給付金が50千円であるため同額とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、未来を担う子ども達が健やかに成長できるよう市独自の経済対策として、新生児がいる子育て世帯の家計支援は必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 8 月 1 日

区分	新設
----	----

補助事業名	特急はまかぜ利用促進事業	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市特急はまかぜ利用促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 4	年	R 12		

## 1.事業概要

補助の目的	JR播但線が直面している喫緊の課題解決に向けて、市民に対して特急はまかぜの利用促進を図ることで、JR播但線を「基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区」として維持・存続させるために、補助金制度を新設する。		
補助が必要な理由	JR播但線の維持・存続		
補助対象者	市民(団体・個人)		
補助対象事業	JR播但線の維持・存続は喫緊の課題であることから、一般財源対応により9月補正予算に計上する。		
補助率／補助額	団体:50%、個人30%	上限額	@団体:当該年度内4.8万円 @個人:当該年度内6千円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 団体(団体)	5	10	15	20	-	-
② 個人(人)	20	25	30	35		
補助額	360,000	630,000	900,000	1,170,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	360,000	630,000	900,000	1,170,000	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数	25	35	45	55	-	-
実績報告書	×	×	×	-	-	-

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	①JR播但線の維持・確保については喫緊の行政課題であり、早急な利用者増加に向けた取組が必要である。令和4年4月にJR西日本が公表した情報は、市民への影響度も高く、スピーディな対応策が求められている。 ②JR播但線の利用者を増やすことは、市民生活にとって必要不可欠な移動手段を維持確保するだけでなく、地域の魅力やブランド力にもつながることから、公の利益に直結する。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	第3次総合計画（施策コード【30】）において、公共交通の利用促進と利便性向上に向けて取り組む旨を記載している。また、朝来市地域公共交通圏形成計画の基本方針の一つとして「地域公共交通の利用促進」を掲げている。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	①市民生活（移動手段の確保）への影響が大きい。 ②間接的な部分での費用対効果が大きい。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	制度を広く市民に周知し、利用してもらうことが重要である。 可能なあらゆる広報媒体を使用するとともに、各種団体等を通じた周知も行う。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること （補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。） ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	①直面する課題解決に向けて、市民や各種団体等の協力は欠かせない。 ②「今」乗っていただき、路線維持を行うことが先決である。 ③特急はまかぜの利用者増は、JR播但線の維持・存続に向けた取組として特に効果的であるため、条件は設定しない。 ④補助金交付規則に準ずる。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	①目的を達成するためには、必要不可欠な補助金である。 ②特急利用料金を対象としていることから、該当しない。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること （団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	①原則範囲内の1/2以内に設定している。 ②上乗せ補助は行っていない。市独自の取組である。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること （個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	短期の取組では効果が見えにくいと思われることから、当面の間取組むこととし、輸送密度2000人/日が達成されるまで継続する予定。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	乗車回数による制限では、近距離と遠距離の乗車区分によって不公平が生じるため、和田山駅から大阪駅間の乗車運賃を想定して、補助金額の上限を設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	他制度はない。新規施策であり、類似制度もない。
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	制度の周知に努め、特急はまかぜの利用者の増加に繋げていきたい。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	特急はまかぜの利用者を増やしていくためには、行政だけの取り組みではなく、市民や各種団体等の協力が必要となることから、特急はまかぜを利用するきっかけを作り、それを後押しする補助金となるようにしていきたい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 7 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市中小企業融資利用支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市中小企業融資利用支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業融資利用支援事業	R 5	年	R 7	

## 1. 事業概要

補助の目的	市内事業者が新たな事業展開や経営改善等に取り組むことを目的に兵庫県融資制度を利用する際の費用の一部を補助金として交付することで、市内事業者の資金繰りを支援し経済活動の活性化を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	融資にかかる負担の軽減を支援することで積極的に新たな事業展開や経営改善等に取り組む事業者が増加し、市内経済の活性化に繋がる。				
補助対象者	市内中小企業者				
補助対象事業	○利子補給 … 兵庫県中小企業融資制度の内、「新分野進出資金」「設備投資資金」「開業資金」「立地資金」「経営安定化資金」「借換資金」「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借入期間5年以上の利用者に対して3年間の利子補給(もしくは信用保証料補助) ○信用保証料補助 … 兵庫県中小企業融資制度の内、「新分野進出資金」「設備投資資金」「開業資金」「立地資金」「経営安定化資金」「借換資金」「新型コロナウイルス感染症対策資金」「長期資金」「短期資金」「小規模資金」「経営活性化資金」の利用者に対して信用保証料補助(利子補給も対象の場合は、事業者が選択)				
補助率/補助額	利子補給: 支払った利子の全額(3年間) 信用保証料補助: 支払った保証料の1/2	上限額	利子補給: 単年度上限20万円(3年間上限60万円) 信用保証料補助: 60万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 利子補給件数		10	20	30	7	30
② 信用保証料補助件数		10	10	10	7	10
補助額		8,000,000	10,000,000	12,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	8,000,000	10,000,000	12,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		20	30	40	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	現行の朝来市中小企業融資利子補給制度と同様に借入期間5年以上とする条件を付け3年間の利子を全額支給する	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	3年毎に制度の見直しを行う	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	現行の朝来市中小企業融資制度における利子補給、信用保証料補助の実績から上限額を設定	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	朝来市中小企業融資制度、朝来市中小企業融資利子補給制度を廃止する	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新規	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	朝来市中小企業融資制度は利用が低調であり、金融機関への聞き取りでもニーズが少ないことから廃止し、新たに、兵庫県中小企業融資制度に対して利子補給、信用保証料補助を実施する。兵庫県融資制度への支援制度となることで、市融資制度よりも融資上限額が多く、融資利率が低い幅広い事業者への支援になることが期待される。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

## 補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 11 月 7 日

区分	新設
----	----

補助事業名	駅周辺駐車場利用料金助成事業補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課		
補助要綱	朝来市駅周辺駐車場利用料金助成事業補助金交付要綱	根拠法令	-		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 5	- 年	R 13	

## 1.事業概要

補助の目的	「朝来市公共交通通勤利用促進補助金及び奨励金」の利用を後押しすることで、鉄道による通勤利用を促進し、鉄道路線の存続を図る。				
補助が必要な理由	移動手段を自家用車からJRに変更する場合、最寄り駅までの移動手段が大きな課題となる。そこで、自宅から最寄り駅まで自家用車で移動しやすい環境を整えることで、JRの利用者を増やしながら路線の維持・確保に繋げていく必要がある。				
補助対象者	市民 JRの定期券を購入して通勤する者 市内各駅周辺の駐車場(公営・民営を問わない)を月極利用する者				
補助対象事業	市内各駅周辺の駐車場を月極利用する者に対し、駐車場の借り上げ料金を補助する。				
補助率/補助額	一月当たりの駐車場借り上げ料金×1/2×12か月	上限額	3,000円/月 借り上げ料の金額が3,000円未満の場合は、実費支払額を上限とする。		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

## 2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 利用人数		10	15	20	13	50
②						
補助額		360,000	540,000	720,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	360,000	540,000	720,000	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数		10	15	20	-	-
実績報告書		×	×	-	-	-

## 3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	①あさご未来会議や公共交通ワークショップなどで、市民からの要望が多い。 ②鉄道路線の維持・確保につながる。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	①総合計画や公共交通網形成計画等に掲げる施策の推進に直結している(市民の鉄道利用促進)。 ②補助金が最適である。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	①市民の暮らしを支える移動手段を維持・確保することにつながる。 ②鉄道路線の維持・確保に見合う費用対効果が見込まれる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	①市広報誌やホームページ、ケーブルテレビ放送などで周知を図る。企業訪問等を行い、企業に対して周知を図る。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	月極駐車場の額は駅によって差があるため、本市の主要駅である和田山駅の市営駐車場(日額)を元に算出。@300×20日×1/2
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	他制度や類似制度はない。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	R5から実施のため、実績がない。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	市民ニーズと費用対効果が一致しており、現状の課題解決に向けて必要不可欠な補助金である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



区分	新設
----	----

補助事業名	妊産婦の交通費支援事業(仮称)	担当部課	健康福祉部 健康づくり推進課			
補助要綱	(仮称)妊産婦の交通費支援事業実施要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	妊産婦の交通費支援事業(仮称)	R	5	年	R	

1.事業概要

補助の目的	妊婦健診や産後ケア、出産、産婦健診時の産科医療機関等の受診時における自宅から医療機関までの交通費を支援することで、妊産婦の経済的負担を軽減し、切れ目のない妊娠・出産支援を推進する。				
補助が必要な理由	朝来市では市内に産科を標榜する医療機関がなく、妊婦健診や出産は市外の医療機関を受診する必要がある。八鹿病院では令和4年11月末で分娩が休止となり、出産するためには遠方の医療機関を利用しなければならず、受診にかかる妊産婦の経済的負担や身体的精神的負担は大きくなっている。妊婦健診や産後ケア、出産、産婦健診時にかかる交通費の一部助成を行い、妊産婦の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進することが必要。				
補助対象者	対象となる健診や産後ケア等を利用した日に朝来市に住民票を有する妊産婦であり、市税等の滞納をしていないこと。				
補助対象事業	妊婦健診、出産のための入退院、産婦健診、産後ケアを利用するための自宅から医療機関にかかる交通費支援(片道を1回として換算) (1)タクシー代 1回あたりの交通費の上限は15千円×利用回数分助成 (2)ガソリン代、電車代、バス代 1回一律500円×利用回数分助成 ※遠方の妊婦健診や産後ケアを利用する妊婦の交通費支援は、国庫補助(上限15千円)に該当				
補助率/補助額	(1)タクシー代: 上限15,000円 (2)ガソリン代、電車代、バス代: 一律500円	上限額	(1)タクシー代: 上限15,000円 (2)ガソリン代、電車代、バス代: 一律500円		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標		
	計画	計画	計画	計画	年度	計画	
① 妊娠・出産に満足している者の割合	85.1	85.4	85.7	86.0	11	87.0	
②							
補助額		6,964,000	6,964,000	6,964,000	-	-	
特定財源	国庫支出金		2,314,000	2,314,000	2,314,000	-	-
	県支出金					-	-
	地方債					-	-
	その他					-	-
一般財源	0	4,650,000	4,650,000	4,650,000	-	-	
一般財源の割合	#DIV/0!	66.8%	66.8%	66.8%	-	-	
補助件数		180	180	180	-	-	
実績報告書				-	-	-	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	タクシー代助成は、国庫補助制度に合わせて上限額15,000円までの補助とした。ガソリン代、電車代、バス代は、一律500円の補助とした。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間は設定していないが3年ごとに評価を行う。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和5年度からの制度で実績無し。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	妊婦健診や産後ケア、出産、産婦健診を利用する妊婦等の交通費を支援することで、妊産婦の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。